

## 生産緑地買取申出に関する説明事項

- 生産緑地の買取申出に対して、市が買い取る場合がある。
- 買取申出の事務手続きについて、制限の解除までの期間が3か月必要となる。
- 生産緑地の買取申出に対して、市が他の従事者に斡旋を行う。
- 今回以外の生産緑地の買取申出について、同一従事者にて、同じ故障理由にて買取申出書を提出することができない。
- 今回の生産緑地の買取申出に伴い、一団地を組んでおり、今回の制限の解除によって面積要件等の理由により道連れ解除になる筆がある場合は、申請者により了解を得ること。
- 生産緑地の行為制限の解除等により、固定資産税および都市計画税の評価が変更される。  
(詳しくは事前に課税課へご確認ください。)
- 生産緑地により相続税の納税猶予の特例が適用されている場合は、生産緑地の買取りの申出により、相続税の一部もしくは全部について税を納める必要が生じる。  
(詳しくは事前に税務署へご確認ください。)

上記について了承しました。

令和 年 月 日

氏名： \_\_\_\_\_